

○沖縄県工芸産業振興審議会規則

沖縄県工芸産業振興審議会規則

昭和47年12月21日

規則第199号

改正	昭和49年10月14日規則第60号	昭和53年10月2日規則第51号
	昭和54年7月31日規則第35号	昭和58年3月31日規則第15号
	平成11年3月31日規則第41号	平成17年3月31日規則第58号
	平成18年9月29日規則第80号	平成23年3月31日規則第24号
	平成25年3月30日規則第27号	

沖縄県工芸産業振興審議会規則をここに公布する。

沖縄県工芸産業振興審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県附属機関設置条例(昭和47年沖縄県条例第50号)第2条の規定に基づき、沖縄県工芸産業振興審議会(以下「審議会」という。)の組織、委員その他の構成員及びその運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

一部改正〔平成18年規則80号〕

(委員の委嘱)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係業界を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員

一部改正〔平成17年規則58号・18年80号〕

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

一部改正〔平成18年規則80号〕

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

一部改正〔昭和53年規則51号〕

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会長は、審議会の議長となる。

4 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(専門委員)

第7条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。

3 専門委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

追加〔昭和49年規則60号〕、一部改正〔平成17年規則58号・18年80号〕

(部会)

第8条 審議会に、陶器、漆器、織物、紅型及びデザインの各部会を置き、委員及び専門委員で組織する。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に、部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う。
- 5 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

追加〔昭和49年規則60号〕、一部改正〔昭和53年規則51号・平成17年58号・23年24号〕

(意見の聴取等)

第9条 審議会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、意見の聴取その他必要な協力を求めることができる。

一部改正〔平成17年規則58号〕

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、商工労働部ものづくり振興課において処理する。

一部改正〔昭和49年規則60号・54年35号・58年15号・平成11年41号・17年58号・18年80号・23年24号・25年27号〕

(雑則)

第11条 この規則で定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

一部改正〔平成17年規則58号・18年80号〕

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
 - 2 第1回の審議会は、第6条第1項の規定にかかわらず、知事が招集する。
- 附 則 (昭和49年10月14日規則第60号)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
 - 2 専門委員の任期については、改正後の沖縄県工芸産業振興審議会規則第6条の2の規定にかかわらず、昭和49年に委嘱又は任命される者に限り、昭和50年1月21日までとする。

附 則 (昭和53年10月2日規則第51号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和54年7月31日規則第35号抄)

- 1 この規則は、昭和54年8月1日から施行する。

附 則 (昭和58年3月31日規則第15号抄)

- 1 この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月31日規則第41号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日規則第58号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年9月29日規則第80号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日規則第24号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第8条第5項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年3月30日規則第27号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。